

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

■入院時食事療養費標準負担額 （1食につき）

所得区分等			1食あたりの自己負担額	
			2025年4月1日以降	2025年3月31日まで
一般			510円	490円
低所得者（住民税非課税）	低所得Ⅱ		240円 (91日目以降 190円)	230円 (91日目以降 180円)
	低所得Ⅰ	70歳未満	240円 (91日目以降 190円)	230円 (91日目以降 180円)
		70歳以上	110円	110円
難病、小児慢性			300円	280円